

令和5年7月第135回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年7月21日（金）

○開会年月日 令和5年7月21日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
13番	林	博君	14番	山崎	正史君
15番	寺岡	保君			

○欠席議員（1名） 12番 下野安彦君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	町並・地域振興課長	畑野亮一君
こども支援課長	山本勝利君	政策調整班長	二宮大昌君
商工観光班長	大田陽一君	教育長	林純司君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	前野良二君	書記	本田紳太郎君
------	-------	----	--------

○議事日程（第11号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和5年7月21日

会期

1日間

至 令和5年7月21日

日程第3 招集あいさつ

日程第4 発議第4号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

日程第5 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

○追加議事日程（第11号の追加1）

追加日程第 1 発議第 5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）
に対する附帯決議について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5、追加日程第1まで

午後 14時30分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が、下野安彦議員から提出されております。ただ今から、令和5年7月第135回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び各課長、班長等の6名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君）「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、向井一富議員。6番、森永和夫議員を指名いたします。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会において本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとしております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第11号）の通りであります。

日程第 3 招集挨拶

○議長（久保美博君） 「日程相3 招集挨拶」を町長より受けることにいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第135回令和5年7月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、今月10日、九州北部の福岡県、佐賀県、大分県では、大雨特別警報が発表され、線状降水帯の発生により、河川の氾濫や土砂災害等による家屋の倒壊や浸水などの被害が相次ぎ、9人の方がお亡くなりになりました。また、12日夜遅くから13日未明にかけて、石川県、富山県でも線状降水帯が発生し、富山県では、土砂崩れにより1人の方がお亡くなりになり、加えて秋田県では、15日から16日にかけて、活発な梅雨前線の影響で記録的な大雨が降り続き、こちらでも1人の方がお亡くなりになりました。犠牲になりました方々に対し、心から哀悼の誠を捧げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。町内におきましても、将来、大規模災害が発生する可能性は十分に考えられますので、日頃から、万が一の災害発生に備えた体制を整えて参りたいと思います。

さて、本格的な夏を迎え、町内では多くのイベントが行われています。今月15日には、城の台公園多目的広場で四国アイランドリーグの公式戦、愛媛マンダリンパイレーツ対徳島インディゴソックスの一戦が行われました。また、夜には内子夏まつりが大勢の人で賑わい、知清河原では盛大に花火が打ち上げられました。これから先も、小田燈籠まつり、内子笹まつり、いかざき夏まつり花火大会、内子座文楽公演など、多くのイベントが実施される予定です。どのイベントも、地域の皆さまや関係者が一生懸命準備をされております。天候に恵まれて、町内外から大勢の人が参加していただけるものと期待をしているところです。

本日、本臨時会に町長として提出いたします案件は、先日、6月定例議会において、修正動議がなされた旧森家住宅実施設計を含む補正予算でございます。本件に関する事業につきましては、6月定例議会以降、町のホームページでこれまでの経緯とともに現在の計画内容を公開し、議会よりご指摘いただきました町民への周知及び意見募集を行いました。頂戴いたしました様々なご意見は、その内容を真摯に受け止め、計画の改善や理解の促進に努めてまいりたいと考えております。町といたしましては、本事業を「歴史を受け継ぎ、生かすことで人を育て、商店街やまちに賑わいと活力を創出するための礎」と考えており、今年度から事業に着手いたしたく、再提案させていただきます。

併せて、五十崎こども園調理室のエアコンが故障しましたので、その改修工事に関する補正予算も計上させていただいております。

詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、再度ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつを終わります。

日程第 4 発議第4号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。「日程第4 発議第4号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」を議題といたします。提出

者の趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） それでは、「発議第4号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」についてご説明させていただきます。お手元に配布しております、議案書をご覧ください。

「発議第4号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年7月21日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会 委員長 塩川 まゆみ

提案理由 核兵器廃絶に向け、日本政府が主導的役割を果たすよう、2021年1月に発効された核兵器禁止条約に署名・批准するように、政府に対し意見書を提出するものである。

次のページをご覧ください。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書。

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効した。現在92か国が署名し、68か国が批准しているこの条約は、核兵器の使用や実験はもとより開発・製造・備蓄・移転や威嚇までも禁じ、核兵器を絶対悪として違法化している。

しかしながら、日本政府は核保有国と非保有国との橋渡し役をとする一方で、核兵器禁止条約については現実的な核軍縮につながらないとして、一貫して反対の立場を取り続けている。

唯一の戦争被爆国としての日本政府の責任は特別重要であり、今こそ地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役などの主導的な役割を果たすべきである。よって、日本政府及び国において、核兵器禁止条約の署名・批准をするよう強く願い、以下について要請する。

記

1. 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。
2. それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月21日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） 質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。塩川委員長、席にお戻りください。

これより、「発議第4号」の採決に入ります。本案を原案の通り決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。従って、本案は原案の通り可決されました。

日程第 5 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（久保美博君） 「令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。議案書1「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

1 ページをお開きください。「令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,229万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億5,566万7,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して9億3,023万7,000円、率にして9.1%の増額となっております。

6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。表中右側に「一般会計補正予算（第6号）」の財源を示しておりますが、国県支出金907万3,000円の増額、その他特定財源190万円の増額、一般財源132万5,000円の増額となっております。

8 ページをお開きください。上段でございます。3款2項2目保育園費において、五十崎こども園、調理室のエアコンが故障し、設置後25年が経過しており修繕できないことから更新いたしたく、14節工事請負費に129万8,000円を計上するものです。財源は財政調整基金を充当いたします。

中段でございます。8款4項6目歴史まちづくり事業費において、旧森家住宅の第1期工事にかかる主屋・下土間・燃料蔵の実施設計費1,100万円を委託料に計上しております。

6月議会におけるご判断を重く受け止め、以降、より広く町民の意見を聞くようご指摘いただきました点について、ホームページで意見を募集いたしました。その取り組み状況につきましては、6月30日及び本日の全員協議会においてご説明させていただいたとおりでございます。歴史を受け継ぎ活かすことで人を育て、商店街やまちに賑わいと活力を創出するための礎として事業に着手いたしたく、再提案するものでございます。なお、財源は、社会資本整備総合交付金、そして公共施設整備基金等としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、

これで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。これにて、討論を終結します。

これより、「議案第69号」の採決を行います。本案を原案の通り決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。よって、本案は原案の通り可決されました。

ここで、暫時休憩します。

○議会事務局長（前野良二君） 議員の皆さんは、これから全員協議会を開催しますので、委員会室の方にご移動をお願いします。タブレットの方は、置いとして結構でございます。

午後 2時48分 休憩

午後 3時 5分 再開

追加日程第 1 発議第5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。ただ今、塩川まゆみ議員から「発議第5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

「追加日程第1 発議第5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員、登壇願います。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） それでは、「発議第5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について」説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。

「議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議」を、内子町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者 塩川まゆみ。

賛成者 内子町議会議員、森永和夫。関根律之。城戸司。

提案理由 旧森家実施設計委託に要する経費について、事業の目的を明確にし、意思決定過程の透明性を高め、より幅広く町民の理解を得るために附帯決議を提出するものです。

次のページをご覧ください。

令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議。

議案第69号令和5年度一般会計補正予算（第6号）の採決にあたり、旧森家住宅実施設計委託に要する経費11,000千円を補正する件で、下記について求めるものである。

記

1. 今後の計画の策定・実施においては、情報公開と説明責任を果たし、地域住民をはじめ幅広く町民の声を聴き、理解を得た内容とすること。

2. 今後の事業全体にかかる費用や期待される効果等について、可能な限り明確に説明すること。

3. 歴史的風致の維持向上に資する事業全体の具体化を図ること。

4. 町は、この決議を最大限尊重するとともに、今後の事業の進捗状況等については、遅延なく具体的に議会に報告すること。

以上、決議する。

令和5年7月21日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、ご審議、ご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。塩川まゆみ議員、席にお戻りください。

これより、討論を行います。まず、附帯決議に反対者の発言を許します。これにて、討論を終結します。

これより、「発議第5号 議案第69号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第6号）についての附帯決議について」の採決を行います。「発議第5号」に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数であります。従って、本案は可決されました。

以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで、小野植町長、挨拶をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。慎重に審議をしていただき、再提案させていただきました「旧森家住宅実施設計委託料にかかる補正予算を含む一般会計補正予算（第6号）」をお認めいただきましたこと、お礼を申し上げたいと思います。附帯決議が提出されたことにつきましては重く受け止め、今後、附帯決議に十分配慮しながら

ら、事業を執行してまいります。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、今後適切に事業を執行してまいります。

さて、招集挨拶で述べさせていただきましたが、町内ではイベント等が盛んに行われ、この先も様々な催し等がコロナ前のように実施される予定であり、地域に活気が戻ってきたことを実感しているところであります。議員の皆様方も、各方面へ出向いていただくとと思いますが、その際にはぜひ地域の皆様へお声がけをいただきたいと考えているところであります。

これから先も暑い日が続くと思いますが、議員の皆様にはご自愛いただき、引き続き、町行政に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年7月第135回内子町議会臨時会を閉会致します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 3時 13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第135回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 4	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書	R5. 7. 21	R5. 7. 21	原案可決
発議 5	議案第69号令和5年度一般会計補正予算（第6号） に対する附帯決議について	R5. 7. 21	R5. 7. 21	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 69	令和5年度一般会計補正予算（第6号）	R5. 7. 21	R5. 7. 21	原案可決

議員提出議案

発議第4号

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和5年7月21日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会
委員長 塩川 まゆみ

(提出の理由)

核兵器廃絶に向け、日本政府が主導的役割を果たすよう、2021年1月に発効された核兵器禁止条約に署名・批准するように、政府に対し意見書を提出するものである。

(別紙)

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効した。現在92か国が署名し、68か国が批准しているこの条約は、核兵器の使用や実験はもとより開発・製造・備蓄・移転や威嚇までも禁じ、核兵器を絶対悪として違法化している。

しかしながら、日本政府は核保有国と非保有国との橋渡し役をとする一方で、核兵器禁止条約については現実的な核軍縮につながらないとして、一貫して反対の立場を取り続けている。

唯一の戦争被爆国としての日本政府の責任は特別重要であり、今こそ地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役などの主導的な役割を果たすべきである。よって、日本政府及び国において、核兵器禁止条約の署名・批准をするよう強く願い、以下について要請する。

記

1. 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

2. それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月21日

愛媛県内子町議会

議員提出議案

発議第5号

議案第69号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議について

議案第69号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議を、別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和5年7月21日提出

提出者 内子町議会議員 塩川 まゆみ

賛成者 内子町議会議員 森永 和夫

内子町議会議員 関根 律之

内子町議会議員 城戸 司

（提案理由）

旧森家住宅実施設計委託に要する経費について、事業の目的を明確にし、意思決定過程の透明性を高め、より幅広く町民の理解を得るために附帯決議を提出するものである。

（別紙）

議案第69号令和5年度一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議

議案第69号令和5年度一般会計補正予算（第6号）の採決にあたり、旧森家住宅実施設計委託に要する経費11,000千円を補正する件で、下記について求めるものである。

記

1. 今後の計画の策定・実施においては、情報公開と説明責任を果たし、地域住民をはじめ幅広く町民の声を聴き、理解を得た内容とすること。

2. 今後の事業全体にかかる費用や期待される効果等について、可能な限り明確に説明すること。

3. 歴史的風致の維持向上に資する事業全体の具体化を図ること。

4. 町は、この決議を最大限尊重するとともに、今後の事業の進捗状況等については、遅延なく具体的に議会に報告すること。

以上、決議する。

令和5年7月21日

愛媛県内子町議会
